

●香川県警察本部告示第9号

香川県警察職員倫理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年3月28日

香川県警察本部長 岡本慎一郎

香川県警察職員倫理規程の一部を改正する規程

香川県職員倫理規程（平成13年香川県警察本部告示第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(贈与等報告書の閲覧)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 贈与等報告書の閲覧は、警察本部長が指定する場所又は方法でこれをしてしなければならない。</p> <p>3 略</p>	<p>(贈与等報告書の閲覧)</p> <p>第11条 条例第6条第2項に規定する贈与等報告書の閲覧（以下「贈与等報告書の閲覧」という。）は、これを提出すべき期間の末日の翌日から起算して60日を経過した日の翌日以後これを行うことができる。</p> <p>2 贈与等報告書の閲覧は、警察本部長が指定する場所でこれをしてしなければならない。</p> <p>3 略</p>

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。